

# 一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会貸付規程

制 定 平成25年 3月28日  
最終改正 平成29年 2月16日

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会運営規則（以下「運営規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、会員の臨時の支出に対する貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの事由)

第2条 貸付けは、一般貸付と住宅貸付とする。

2 一般貸付の種別は次の各号のとおりとし、それぞれの事由により貸付ける。

- (1) 生活資金貸付 会員が臨時に生活資金を必要としたとき
- (2) 自動車貸付 会員が自動車の購入の資金を必要としたとき
- (3) 教育貸付 会員又は会員の子に教育資金を必要としたとき
- (4) 結婚貸付 会員又は会員の子に結婚資金を必要としたとき
- (5) 物品購入貸付 会員が臨時に物品等を購入する資金を必要としたとき
- (6) 住宅改装貸付 会員の住宅等の改装、補修、修理等のための資金を必要としたとき

3 住宅貸付は、会員が土地・住宅の購入、住宅新築、増改築等の事由により資金を必要としたときに貸付ける。

(貸付けの制限)

第3条 次の各号の一に該当する者に対しては、貸付けを行わない。

- (1) 貸付け申込みの日の属する月まで引き続く運営規則第7条の規定による会員期間（以下「会員期間」という。）6月未満の者。ただし、人事異動等に伴う新規会員は除く。
- (2) 未成年者  
ただし、法定代理人による同意書並びに続柄を確認できるものの提出があれば貸付けを認める。
- (3) 1回当たりの償還額の合計額（他の金融機関等を含む）が申込人の給料月額 $\frac{1}{10}$ の3に相当する額を超える者
- (4) 無給休職、育児休業等で、給料から控除ができない者
- (5) 5年以内の退職予定者には、住宅貸付は行わない。ただし、退職予定日までに償還が完了する償還回数を設定した場合は除く。
- (6) 理事長が償還の確実性がないと認める者

2 貸付けを受けている者（以下「借受人」という。）に対しては、次条第3項の規定により貸付けを行う場合を除き、当該貸付けと同一種別の貸付けを行わない。

(貸付限度額等)

第4条 貸付けの最高限度額は、貸付けの種別に応じ、次に掲げる金額とする。

- (1) 生活資金貸付 200万円
- (2) 教育貸付、結婚貸付、物品購入貸付、住宅改装貸付 200万円
- (3) 自動車貸付 300万円
- (4) 住宅貸付 500万円

2 貸付金の額は、50万円単位とする。

3 理事長は、借受人に対して当該貸付けの未償還元利金を新たな同一種別の貸付金の額から差し引いて貸付けを行うことができる。

ただし、既貸付を償還した回数が24回に満たない場合は、同一種別の新たな貸付けを行うことができない。

4 理事長は、再任用職員である会員のうち常時勤務に服する者に対して、給料の10分の3に相当する額に貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から任期の終了するまでの間の月数を乗じて得た額の範囲内で貸付けを行うことができる。

5 第1項各号に掲げる貸付けについては、既に貸し付けた額（申込額）との合計額が会員1人に対して500万円を超えるときは、貸付けを行わない。

(利率)

第5条 貸付金の利率は、年3.6パーセントとする。

2 貸付金の利息の算定となる期間の計算は、貸付金を交付した日の属する月の翌月の初日から起算し、償還の終了する日の属する月の末日までについて行うものとする。この場合1月を単位とする。

3 貸付金の利息の額に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(貸付けの申込み)

第6条 貸付けを受けようとする者（以下「申込人」という。）は貸付申込書（別紙様式第1号）に所定の事項を記入し、記名押印のうえ所属所長を経て理事長に提出しなければならない。

2 貸付けの申込み時には貸付けの種別に応じた附属資料を提出し、審査を受けなければならない。ただし、生活資金貸付の場合はこの限りでない。

(貸付保険)

第7条 申込人は、この規程により一般貸付及び住宅貸付を受けるに当たっては、一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会（以下「互助会」という。）が保険加入している全国教職員互助団体協議会官公庁等共済組合一般資金貸付保険及び官公庁等共済組合住宅資金貸付保険の適用を受けなければならない。

2 前項の規定の適用を受けるために要する費用は、互助会の負担とする。

(貸付けの審査決定等)

第8条 理事長は、貸付申込書の提出を受けたときは、実情を審査し貸付資金の状況を考慮したうえ、次の各号により処理しなければならない。

(1) 貸付けをすると決定したときは、所属所長を経て申込人に通知する。

(2) 貸付けをしないと決定したときは、貸付けをしない旨所属所長を経て申込人に通知する。

(3) 申込人は、第1号の貸付決定通知を受けたときは、貸付金借用証書（別紙様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

（完了届）

第9条 住宅敷地のみを購入の住宅貸付の借受人は、建築が完了したときは、直ちに、その旨を理事長に報告しなければならない。

（住宅建築義務）

第10条 住宅敷地のみを購入の住宅貸付の借受人は、貸付けを受けた日（以下「貸付日」という。）から5年以内に当該敷地に住宅を建築しなければならない。ただし、理事長は、借受人が貸付日から5年以内に住宅を建築することが困難となった旨を申し出た場合において、特別の事情があると認めるときは、貸付日から5年を経過した日の翌日から起算して5年を限度として期限を猶予することができる。

（貸付決定の取消し）

第11条 理事長は、第8条の規定により、貸付決定通知書を送付した日以後1月を経過しても申込人が貸付金を借り受けないときは、貸付の決定を取り消すことができる。

（償 還）

第12条 借受人は、貸付金の交付を受けた日の属する月の翌月から貸付種別、貸付金の額及び償還回数に応じ別表に定めるところにより毎月償還するものとする。

2 借受人は、前項の規定にかかわらず、未償還元利金を一時に償還することができる。

3 互助会及び一般財団法人鳥取県職員互助会のいずれかから貸付けを受け、未償還金のあるまま人事異動により両互助会間を異動した会員の貸付金の償還については一般財団法人鳥取県職員互助会との間で取り交わされた「会員貸付金にかかる弁済金の徴収嘱託に関する申合書」（平成25年4月1日施行）により取り扱うことができるものとする。

4 互助会及び一般財団法人鳥取県市町村職員互助会のいずれかから貸付けを受け、未償還金のあるまま人事異動により両互助会間を異動した会員の貸付金の償還については一般財団法人鳥取県市町村職員互助会との間で取り交わされた「会員貸付金に係る徴収嘱託に関する協定書」（平成25年4月1日施行）により取り扱うことができるものとする。

（償還金の払込み）

第13条 理事長は、前条第1項の規定による償還（以下「定期償還」という。）については借受人である会員の給与支給機関から償還表に定める金額を償還期限直前の給与支給日に借受人の給与から控除して払い込みを受けるものとする。

2 給与の全部又は一部が支給されないため、償還金を給与から控除できない場合、又は前条第2項の規定による償還（以下「臨時償還」という。）をするときは、借受人は振込依頼票により償還金を理事長に払い込むものとする。

（未償還元利金の即時償還）

第14条 借受人は、次の各号の一に該当するに至ったときは、第12条の規定にかかわらず、ただちに、未償還元利金の即時償還（以下「即時償還」という。）をしなければならない。

- (1) 会員の資格を喪失したとき。ただし、第12条第3項による取り扱いの場合は除く。
- (2) 退職手当の支給を受けることができるとき。
- (3) 申し込みの内容に偽りがあると認められたとき。
- (4) 住宅貸付の不動産の工事等の完了する時期が申込書に記載した完了予定日より遅延した場合において、その工事等が完了する確実性がないと認められたとき。
- (5) その他この規程に違反したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による償還金の払込みについて準用する。

(臨時償還等の利息の計算)

第15条 臨時償還又は即時償還の場合の利息算定の基礎となる期間は、既に払い込まれた最後の定期償還期限の翌日（最初の定期償還の償還期限内のときは、当該貸付金の交付の日の属する月の翌日の初日）から起算し、その期間に1月未満の端数があるときは、その端数を1月として計算する。

(行為の制限)

第16条 住宅貸付の借受人は、当該貸付金の償還が完了する以前にその貸付けに係る不動産について次の各号に掲げる行為をしてはならない。

ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めるときはこの限りではない。

- (1) 不動産の全部又は一部を他に貸し付けること。
- (2) 不動産の全部又は一部を他に譲渡すること。
- (3) 不動産の価値を明らかに減少させるおそれのある行為をすること。

(借用証書の返付)

第17条 理事長は、貸付金の償還が完了したときは、ただちに、借用証書を借受人に返付しなければならない。

(個人情報に関する同意書の提出)

第18条 借受人は貸付け申し込みの際、同意書の内容に同意の上、必要事項を記入押印し提出しなければならない。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第19条 この規程に定めるものを除くほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会の設立の登記の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日以降の利率は、特例として、第5条第1項の規定にかかわらず、年1.8パーセントとする。
- 3 互助会は、移行登記前の財団法人鳥取県教育関係職員互助会の有していた権利及び義務につい

て、法令等に抵触しない限り継承するものとする。

4 財団法人鳥取県教育関係職員互助会貸付規程は、施行日をもって廃止する。

#### 附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正日以降の利率は、特例として、第5条第1項の規定にかかわらず、年1.7パーセントとする。

別表（第12条関係） 3. 6%

生活資金貸付

回数 \ 金額	50万円	100万円	150万円	200万円
48回	11,200円	22,401円	33,601円	44,801円
60回	9,118円	18,237円	27,355円	36,473円
72回	7,732円	15,464円	23,195円	30,927円

自動車貸付

回数 \ 金額	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円
48回	11,200円	22,401円	33,601円	44,801円	56,001円	67,202円
60回	9,118円	18,237円	27,355円	36,473円	45,591円	54,710円
72回	7,732円	15,464円	23,195円	30,927円	38,659円	46,391円

生活資金及び自動車貸付以外の貸付

回数 \ 金額	50万円	100万円	150万円	200万円
48回	11,200円	22,401円	33,601円	44,801円
60回	9,118円	18,237円	27,355円	36,473円
72回	7,732円	15,464円	23,195円	30,927円
84回		13,485円	20,228円	26,971円
96回		12,004円	18,006円	24,008円
108回		10,854円	16,281円	21,708円
120回		9,935円	14,903円	19,871円

住宅貸付

回数 \ 金額	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	350万円	400万円	450万円	500万円
48回	11,200円	22,401円	33,601円	44,801円	56,001円	67,202円	78,402円	89,602円	100,802円	112,003円
60回	9,118円	18,237円	27,355円	36,473円	45,591円	54,710円	63,828円	72,946円	82,065円	91,183円
72回	7,732円	15,464円	23,195円	30,927円	38,659円	46,391円	54,123円	61,854円	69,586円	77,318円
84回		13,485円	20,228円	26,971円	33,714円	40,456円	47,199円	53,942円	60,685円	67,427円
96回		12,004円	18,006円	24,008円	30,010円	36,012円	42,014円	48,016円	54,018円	60,020円
108回		10,854円	16,281円	21,708円	27,135円	32,562円	37,989円	43,416円	48,842円	54,269円
120回		9,935円	14,903円	19,871円	24,839円	29,806円	34,774円	39,742円	44,710円	49,677円
132回							32,150円	36,743円	41,336円	45,929円
144回							29,968円	34,249円	38,531円	42,812円
156回							28,127円	32,145円	36,163円	40,181円
168回							26,553円	30,346円	34,140円	37,933円
180回							25,193円	28,792円	32,391円	35,990円

教育貸付をステップ償還で返済する場合（2年間）

貸付金額	50万円		100万円		150万円		200万円	
償還回数	72回		96回		108回		120回	
	1回～ 24回	25回～ 72回	1回～ 24回	25回～ 96回	1回～ 24回	25回～ 108回	1回～ 24回	25回～ 120回
償還金額	2,500円	10,643円	4,000円	15,079円	5,500円	19,893円	7,000円	23,710円

教育貸付をステップ償還で返済する場合（4年間）

貸付金額	100万円		150万円		200万円	
償還回数	96回		108回		120回	
	1回～ 48回	49回～ 96回	1回～ 48回	49回～ 108回	1回～ 48回	49回～ 120回
償還金額	4,000円	21,245円	5,500円	26,414円	7,000円	30,130円

別表（第12条関係） 1. 7%

生活資金貸付

回数 \ 金額	50万円	100万円	150万円	200万円
48回	10,782円	21,564円	32,346円	43,128円
60回	8,698円	17,396円	26,095円	34,793円
72回	7,309円	14,619円	21,928円	29,237円

自動車貸付

回数 \ 金額	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円
48回	10,782円	21,564円	32,346円	43,128円	53,910円	64,692円
60回	8,698円	17,396円	26,095円	34,793円	43,491円	52,189円
72回	7,309円	14,619円	21,928円	29,237円	36,547円	43,856円

生活資金及び自動車貸付以外の貸付

回数 \ 金額	50万円	100万円	150万円	200万円
48回	10,782円	21,564円	32,346円	43,128円
60回	8,698円	17,396円	26,095円	34,793円
72回	7,309円	14,619円	21,928円	29,237円
84回		12,635円	18,953円	25,270円
96回		11,148円	16,722円	22,296円
108回		9,992円	14,988円	19,984円
120回		9,067円	13,601円	18,135円

住宅貸付

回数 \ 金額	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	350万円	400万円	450万円	500万円
48回	10,782円	21,564円	32,346円	43,128円	53,910円	64,692円	75,474円	86,256円	97,038円	107,820円
60回	8,698円	17,396円	26,095円	34,793円	43,491円	52,189円	60,888円	69,586円	78,284円	86,982円
72回	7,309円	14,619円	21,928円	29,237円	36,547円	43,856円	51,166円	58,475円	65,784円	73,094円
84回		12,635円	18,953円	25,270円	31,588円	37,906円	44,223円	50,541円	56,858円	63,176円
96回		11,148円	16,722円	22,296円	27,870円	33,444円	39,018円	44,592円	50,166円	55,740円
108回		9,992円	14,988円	19,984円	24,980円	29,976円	34,971円	39,967円	44,963円	49,959円
120回		9,067円	13,601円	18,135円	22,668円	27,202円	31,735円	36,269円	40,803円	45,336円
132回							29,089円	33,245円	37,400円	41,556円
144回							26,885円	30,726円	34,566円	38,407円
156回							25,021円	28,595円	32,170円	35,744円
168回							23,424円	26,770円	30,117円	33,463円
180回							22,041円	25,190円	28,339円	31,488円

教育貸付をステップ償還で返済する場合（2年間）

貸付金額	50万円		100万円		150万円		200万円	
償還回数	72回		96回		108回		120回	
	1回～ 24回	25回～ 72回	1回～ 24回	25回～ 96回	1回～ 24回	25回～ 108回	1回～ 24回	25回～ 120回
償還金額	1,708円	10,256円	2,416円	14,262円	3,124円	18,644円	3,832円	22,024円

教育貸付をステップ償還で返済する場合（4年間）

貸付金額	100万円		150万円		200万円	
償還回数	96回		108回		120回	
	1回～ 48回	49回～ 96回	1回～ 48回	49回～ 108回	1回～ 48回	49回～ 120回
償還金額	2,416円	20,493円	3,124円	25,231円	3,832円	28,512円